

○福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成六年二月四日

福島県規則第六号

改正 平成六年三月三十一日規則第五六号

平成九年三月三十一日規則第四四号

平成一〇年六月一六日規則第七一号

平成一二年四月一日規則第一一七号

平成一六年三月三〇日規則第三二号

平成一七年三月四日規則第一四号

平成二〇年十一月二八日規則第九九号

平成二三年三月三十一日規則第三一号

平成二四年八月三日規則第五二号

平成二六年三月一四日規則第一七号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第一号）とする。

2 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証（様式第二号）を当該許可の申請をした者に交付する。

（平一六規則三二・全改）

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第三号）とする。

（平一六規則三二・全改）

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第二条の二 省令第四条の四の二の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第三号の二）とする。

2 省令第四条の四の四の検査の結果を通知する書面は、一般廃棄物処理施設定期検査通知書（様式第三号の三）とする。

（平二三規則三一・追加）

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第三条 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第四号）とする。

（平一六規則三二・追加）

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第四条 省令第五条の四の二第一項及び省令第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第五号）とする。

（平一六規則三二・追加）

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第五条 省令第五条の五第一項及び省令第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（様式第六号）とする。

（平一六規則三二・追加）

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第六条 省令第五条の五の二第一項及び省令第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第七号）とする。

（平一六規則三二・追加）

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請）

第六条の二 省令第五条の五の五第一項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書（様式第七号の二）とする。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（様式第七号の三）を当該申請をした者に交付する。

（平二三規則三一・追加）

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第六条の三 省令第五条の五の十第一項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書（様式第七号の四）とする。

（平二三規則三一・追加）

（熱回収施設に係る報告）

第六条の四 省令第五条の五の十一第一項の報告書は、熱回収報告書（様式第七号の五）と

する。

(平二三規則三一・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第七条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第八号)を知事に提出して行うものとする。

2 知事は、法第九条の三第一項又は第八項の規定による届出を受理したときは、受理書(様式第九号)を当該届出をした者に交付する。

(平一六規則三二・追加、平二三規則三一・一部改正)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第八条 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第十号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第九条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設/譲受け/借受け/許可申請書(様式第十一号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る合併又は分割の認可の申請)

第十条 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第十二号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第十一条 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書(様式第十三号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(産業廃棄物再生輸送業の指定)

第十二条 省令第九条第二号の指定(以下「産業廃棄物再生輸送業の指定」という。)は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 産業廃棄物再生輸送業の指定(前項の規定による指定の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生輸送業指定申請書(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

二 事務所及び事業場の所在地

- 三 取り扱う産業廃棄物の種類
 - 四 再生利用の目的
 - 五 事業の用に供する施設の種類及び数量
 - 六 取引先
 - 七 再生により得られる製品の種類及び用途
 - 八 業務に従事する人員
- 3 前項の申請書（第一項の規定による指定の更新の申請書を除く。）には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類
 - 四 申請者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書
 - 五 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
 - 六 省令第十条の三第二号の指定（以下「産業廃棄物再生活用業の指定」という。）を受けた者が申請する場合には、当該指定を受けたことを証する書類
 - 七 前号に規定する者の委託を受けて再生輸送（再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみ収集又は運搬をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者が申請する場合には、同号に規定する者との委託関係を証する書類及び同号に規定する者が産業廃棄物再生活用業の指定を受けたことを証する書類
- 4 知事は、第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生輸送業の指定をするものとする。
- 一 再生活用（再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみ処分をいう。以下同じ。）を業として行う者が自ら再生輸送を行い、又は再生活用を業として行う者の委託に基づき再生輸送を行うこと。
 - 二 再生輸送を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。
 - 三 再生輸送において、生活環境保全上の支障が生じないこと。
- 5 産業廃棄物再生輸送業の指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 6 知事は、産業廃棄物再生輸送業の指定をしたときは、産業廃棄物再生輸送業指定証（様式第十五号）を当該指定の申請をした者に交付する。

(平一二規則一一七・一部改正、平一六規則三二・旧第三条繰下・一部改正、平一七規則一四・平二〇規則九九・平二四規則五二・一部改正)

(産業廃棄物再生活用業の指定)

第十三条 産業廃棄物再生活用業の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 産業廃棄物再生活用業の指定(前項の規定による指定の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生活用業指定申請書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 二 事務所及び事業場の所在地
- 三 取り扱う産業廃棄物の種類
- 四 再生利用の目的
- 五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- 六 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- 七 取引先
- 八 再生により得られる製品の種類及び用途
- 九 業務に従事する人員

3 前項の申請書(第一項の規定による指定の更新の申請書を除く。)には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 排出者との取引関係を記載した書類
- 二 再生活用の処理工程図
- 三 再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 四 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 五 前条第三項第一号から第五号までに掲げる書類及び図面

4 知事は、第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生活用業の指定をするものとする。

- 一 産業廃棄物を無償で引き取ること。
- 二 再生活用を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。
- 三 引き取られた産業廃棄物は、すべて再生活用の用に供されること。
- 四 排出者との取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- 五 再生活用において、生活環境保全上の支障が生じないこと。

六 再生活用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。

5 産業廃棄物再生活用業の指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 知事は、産業廃棄物再生活用業の指定をしたときは、産業廃棄物再生活用業指定証（様式第十七号）を当該指定の申請をした者に交付する。

（平一六規則三二・旧第四条繰下・一部改正）

（再生輸送（活用）業の変更の指定申請）

第十四条 産業廃棄物再生輸送業の指定を受けた者（以下「産業廃棄物再生輸送業者」という。）は、取り扱う産業廃棄物の種類を変更しようとするときは、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の変更の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書（様式第十八号）を知事に提出しなければならない。

3 第十二条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条第二項」と読み替えるものとする。

4 産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者（以下「産業廃棄物再生活用業者」という。）は、取り扱う産業廃棄物の種類を変更しようとするときは、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

5 前項の変更の指定を受けようとするときは、産業廃棄物再生活用業変更指定申請書（様式第十九号）を知事に提出しなければならない。

6 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十四条第四項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条第五項」と読み替えるものとする。

（平一六規則三二・旧第五条繰下・一部改正）

（再生輸送（活用）業の廃止又は変更の届出）

第十五条 産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、その廃止又は変更のあった日から十日以内に、産業廃棄物再生輸送（活用）業廃止（変更）届出書（様式第二十号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

一 第十二条第二項第一号、第二号又は第四号から第七号までに規定する事項

二 第十三条第二項第一号、第二号又は第四号から第八号までに規定する事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 事業の一部を廃止した場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類
- 二 第十二条第二項第一号又は第十三条第二項第一号に規定する事項の変更の場合には第十二条第三項第四号又は第五号に掲げる書類
- 三 第十二条第二項第四号若しくは第七号又は第十三条第二項第四号若しくは第八号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類
- 四 第十二条第二項第五号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第二号及び第三号に掲げる書類及び図面
- 五 第十三条第二項第五号又は第六号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第二号及び第三号並びに第十三条第三項第二号に掲げる書類及び図面
- 六 第十二条第二項第六号又は第十三条第二項第七号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類及び同項第七号又は第十三条第三項第一号に掲げる書類

(平一六規則三二・旧第六条繰下・一部改正)

(再生輸送(活用)業の指定の取消し)

第十六条 知事は、産業廃棄物再生輸送業者が第十二条第四項各号に適合しないと認めるとき、又は産業廃棄物再生活用業者が第十三条第四項各号に適合しないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(平一六規則三二・旧第七条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置に係る特例による届出)

第十七条 省令第十二条の七の十七第二項の届出書は、一般廃棄物処理施設設置特例届出書(様式第二十一号)とする。

2 省令第十二条の七の十七第四項の受理書は、特例届出受理書(様式第二十二号)とする。

(平一六規則三二・追加、平二三規則三一・一部改正)

(特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の変更等の届出)

第十八条 省令第十二条の七の十七第五項の規定による届出は、特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の変更等届出書(様式第二十三号)を知事に提出して行うものとする。

(平一六規則三二・追加、平二三規則三一・一部改正)

(設置の許可を受けた者の氏名等の変更の届出)

第十九条 省令第五条の四の二第一項又は第十二条の十の二第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 届出者が法人の場合であって、名称、住所又は代表者の氏名の変更にあっては、定款その他の基本約款及び登記事項証明書

二 届出者が個人の場合であって、氏名又は住所の変更にあっては、その住民票の写し
(平九規則四四・平一二規則一一七・一部改正、平一六規則三二・旧第八条繰下、平一七規則一四・平二〇規則九九・平二四規則五二・一部改正)

(届出台帳の様式)

第二十条 法第十九条の十一第一項の台帳は、一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(様式第二十四号。以下「届出台帳」という。)とする。

(平九規則四四・平一〇規則七一・一部改正、平一六規則三二・旧第九条繰下・一部改正、平二〇規則九九・一部改正)

(届出台帳の閲覧)

第二十一条 届出台帳の閲覧を請求しようとする者は、一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(様式第二十五号)を地方振興局の長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出台帳の閲覧は、当該地方振興局において行うものとする。

3 届出台帳の閲覧時間は、福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、毎日午前八時四十五分から午後五時までとする。

4 届出台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 届出台帳は、地方振興局の外に持ち出さないこと。

二 届出台帳は、丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆等をしないこと。

5 地方振興局の長は、前項の規定に違反した者に対して、その閲覧を停止し、又は禁止するものとする。

(平九規則四四・一部改正、平一六規則三二・旧第十条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録)

第二十二条 法第二十条の二第一項に規定する登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第二十六号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業場の図面並びに省令第十六条の三第一号から第五号までに規定する書類及び図面を添付するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第十七条第一項第五号及び省令第十六条の三第六号に規定する資料及び書類として次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証

する書類

二 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

三 事務所及び事業場の位置図

四 事業の用に供する施設の設計計算書

五 申請者が、事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類

3 知事は、法第二十条の二第一項の規定により登録をしたときは、当該登録の申請をした者に廃棄物再生事業者登録証明書（様式第二十七号）を交付する。

4 令第二十条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（様式第二十八号）に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

一 届出者が法人の場合であって、名称、住所又は代表者の氏名の変更にあつては、定款その他の基本約款及び登記事項証明書

二 届出者が個人の場合であって、氏名又は住所の変更にあつては、その住民票の写し

三 事務所及び事業場の所在地の変更にあつては、その位置図

四 事業の内容の変更にあつては、事業計画の概要を記載した書類

五 事業の用に供する施設の変更にあつては、その変更内容を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

5 令第二十一条の規定による廃止、休止又は再開の届出は、登録廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第二十九号）を知事に提出することにより行わなければならない。

（平一二規則一一七・一部改正、平一六規則三二・旧第十一条繰下・一部改正、平一七規則一四・平二〇規則九九・平二三規則三一・平二四規則五二・一部改正）

（事故の状況等の届出）

第二十三条 法第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書（様式第三十号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、事故が発生した場所及びその影響範囲等を明らかにした図面を添付しなければならない。

（平一七規則一四・追加）

（書類の提出部数及び経由）

第二十四条 県内に主たる事務所及び事業場を有しない場合を除き、法、令、省令及びこの

規則の定めるところにより知事に提出する書類は、正副二通とし、主たる事務所又は事業場の所在地を所轄する地方振興局長を経由しなければならない。

(平九規則四四・一部改正、平一六規則三二・旧第十二条繰下・一部改正、平一七規則一四・旧第二十三条繰下)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年福島県規則第十五号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第二条第三項の規定により交付されている受理書は、第一条の規定により交付された受理書とみなす。

様式第1号(第1条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書		年 月 日
福島県知事		
申請者		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日		年 月 日
※ 許 可 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第3面)

申請者	個人である場合		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	法人である場合		
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	
			割 合	

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破砕処理等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等処理する一般廃棄物の種類を全て記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

様式第2号(第1条関係)

一般廃棄物処理施設 設置 許可証 変更			
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			年 月 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 第9条第1項 の規定により、 設置 変更 の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。			
福島県知事 			
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
施 設 の 種 類 及 び 処 理 す る 一 般 廃 棄 物 の 種 類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第3号(第2条関係)

<p>一般廃棄物処理施設使用前検査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。</p>	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※ 受 付 欄	

備考 ※欄は、記入しないこと

様式第3号の2(第2条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所
氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日(許可番号 第 号)
※事務処理欄	

様式第3号の3(第2条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査通知書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

福島県知事



一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日(許可番号 第 号)
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

様式第4号(第3条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書		年 月 日	
福島県知事			
申請者			
住所			
氏名			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号		第 号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更後	変更前
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後 $m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	変更前 $m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

(第2面)

申請者	個人である場合		
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	法人である場合		
	(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	
法人である場合			
(ふりがな) 名称		住所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	
			割 合	

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
氏 名	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等処理する一般廃棄物の種類をすべて記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 7 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

様式第5号（第4条関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書			
		年 月 日	
福島県知事			
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可（届出）の年月日及び許可番号		年 月 日（許可番号第 号）	
変 更 の 内 容	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の2に規定する軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人又は市町村にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4に掲げる事項の変更（同条第6号関係を除く。）		
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項 (市町村にあつては、記載の必要なし。)		
	(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな)	住 所	
	名 称		
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな)	生年月日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所
		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
※事務処理欄			
備考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「一般廃棄物処理施設の種類の」欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。			
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。			

様式第6号（第5条関係）

（表面）

<p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 (法人及び市町村にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（第9条の3第11項において準用する同法第9条第4項）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>							
<p>施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先</p>	<p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>						
<p>設 置 場 所</p>							
<p>許可（届出）の年月日及び許可番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日（許可番号 第 号）</p>						
<p>埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">面積</td> <td style="width: 33%;">埋立ての深さ</td> <td style="width: 33%;">覆土の厚さ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m^2</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </table>	面積	埋立ての深さ	覆土の厚さ	m^2	m	m
面積	埋立ての深さ	覆土の厚さ					
m^2	m	m					
<p>埋立処分の方法</p>							
<p>※事務処理欄</p>							

(裏面)

埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m ³)	性 状
備考 ※欄は、記入しないこと。			

様式第7号（第6条関係）

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 年 月 日	
福島県知事	
申請者 住 所 氏 名 （法人及び市町村にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（第9条の3第11項において準用する同法第9条第5項）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
設 置 の 場 所	
許 可（届出）の年月日 及 び 許 可 番 号	年 月 日（許可番号 第 号）
埋め立てた一般廃棄物の 種類及び数量	種 類
	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての 深さ	面積 埋立ての深さ m ² m
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年 月 日

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	
備考 1 ※欄は、記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年 ^{総理府} 厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 3 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 4 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。	

様式第7号の2(第6条の2関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書	
福島県知事	年 月 日
	申請者 住 所 氏 名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
熱回収施設の設置の場所	
※ 認 定 の 年 月 日	年 月 日(認定番号 第 号)
※ 認 定 番 号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱 回 収 の 方 法
	熱 回 収 率
許可の年月日及び許可番号	年 月 日(許可番号 第 号)
※事務処理欄	

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機及び熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)及び熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量並びにその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用並びに発電及び熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の第1項第4号ハの算式により算出した熱回収率を記載すること。

※手数料欄

様式第7号の3(第6条の2関係)

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

福島県知事



認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止若しくは休止をした当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

様式第7号の4(第6条の3関係)

熱回収施設休廃止等届出書		
福島県知事		年 月 日
申請者 住 所 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
熱回収施設において熱回収を行わなくなった(熱回収施設を廃止した(休止した)・休止した熱回収施設を再開した・熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をした)ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日(認定番号 第 号)
熱回収を行わなくなったとき	熱回収を行わなくなった理由	
	熱回収を行わなくなった年月日	
廃止(休止・再開)したとき	廃止(休止・再開)の理由	(廃止・休止・再開の別)
	廃止(休止・再開)の年月日	
熱回収に必要な設備の変更をしたとき	△ 変 更 の 内 容	
	変 更 の 理 由	
	変 更 の 年 月 日	
※事務処理欄		
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

様式第7号の5(第6条の4関係)

熱回収報告書

年 月 日

福島県知事

報告者 住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年 月 日(認定番号 第 号)
年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算出した熱回収率を記載すること。	

一般廃棄物処理施設設置届出書		年 月 日
福島県知事		
届出者 名 称 代表者の氏名 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種 類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出の位置、排出先等を含む。))を含む。
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考		
1 ※欄は、記入しないこと。		
2 「一般廃棄物処理施設の種類」の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 また、ごみ処理施設にあっては、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。		
3 「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等処理する一般廃棄物の種類をすべて記入すること。		
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図		
5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
※事務処理欄		

様式第9号(第7条関係)

受 理 書

第 号
年 月 日

様

福島県知事 

年 月 日付けで提出のあった一般廃棄物処理施設設置(変更)の届出を次のとおり受理しました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項(第9条の3第9項で準用する同条第4項)の規定により、受理の日から30(60)日を経過した後、又は届出の内容が相当であると認める旨の通知を受けた後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模を変更することはできません。

受 理 年 月 日	年 月 日
施設の種類及び 処理する一般廃 棄物の種類	
設 置 場 所	
処 理 能 力	

様式第10号(第8条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設変更届出書 年 月 日			
福島県知事		届出者 名 称 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更について、関係書類及び図面を添えて届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 の 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変 更 前	変 更 後
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	面積	m^2	面積
埋立容量	m^3	埋立容量	m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	

(裏面)

※事務処理欄	
--------	--

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 「一般廃棄物処理施設の種類」の欄には、し尿処理施設、ごみ処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
また、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 3 「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類」の欄には、混合ごみ、不燃ごみ等処理する一般廃棄物の種類をすべて記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第 11 号 (第 9 条関係)

(第 1 面)

<p>一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書 借受け</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福島県知事</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の 譲受け 借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>	
譲受け又は借受けの相手方の 氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名) 及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け又は借受けの許可 の 年 月 日	年 月 日
※譲受け又は借受けの 許 可 番 号	第 号
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

申請者	個人である場合			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	法人である場合			
	(ふりがな) 名称		住	所
	法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
	個人である場合			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所	
法人である場合				
(ふりがな) 名称		住	所	
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所	
	役職名・呼称			
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所	
	役職名・呼称			

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割	住	所

令第4条の7に規定する使用人（申請人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- 「一般廃棄物処理施設の種別」の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

合併・分割認可申請書 年 月 日	
福島県知事	
申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	第 号
※事務処理欄	

(第2面)

⑧ 申請者			
(ふりがな) 名 称		住 所	

⑨ 役員			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住	所

⑩ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）			
発行済株式の総数	株		出資の額
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額
		本 籍	
		割 合	住 所

(第4面)

⑬ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	
			割 合	

⑭ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は、記入しないこと。
- ②の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。
また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きで記入すること。
- ⑧の欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- ⑨～⑬の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- ⑨及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又は、これらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※手数料欄

様式第 13 号 (第 11 条関係)

(表面)

相続届出書 年 月 日	
福島県知事	
届出者 住 所 氏 名 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 7 第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

(裏面)

相続人			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）			
個人である場合			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法人である場合			
(ふりがな) 名称		住所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		役職名・呼称	住所
備考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「一般廃棄物処理施設の種類」の欄には、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。 また、ごみ処理施設にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入すること。			
3 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全てのものを記載することとし、記載しきれないときはこの様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
4 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			

様式第14号(第12条関係)

産業廃棄物再生輸送業指定申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所

氏名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物再生輸送業の指定を受けたいので、福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地			
取り扱う産業廃棄物の種類			
再生利用の目的			
事業の用に供する施設の種類及び数量			
取 引 先	排出者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		住 所	
	再生 生活 業者	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		住 所	
再生により得られる製品の種類及び用途			
業務に従事する人員			
添付書類 及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 3 申請者が2に掲げる施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6 産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者が申請する場合には、当該指定を受けたことを証する書類 7 産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者の委託を受けて再生輸送を業として行おうとする者が申請する場合には、その委託関係を証する書類及び当該委託者が産業廃棄物再生活用業の指定を受けたことを証する書類		

様式第15号(第12条関係)

産業廃棄物再生輸送業指定証

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物再生輸送業の指定を受けた者であることを証する。

年 月 日

福島県知事



1 指定番号 第 号

2 取り扱う産業廃棄物の種類

3 取引先

(1) 排出者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 産業廃棄物再生活用業者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

4 指定の有効期限 年 月 日

5 指定の条件

様式第16号(第13条関係)

産業廃棄物再生活用業指定申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物再生活用業の指定を受けたいので、福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第13条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地		
取り扱う産業廃棄物の種類		
再生利用の目的		
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力		
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
取 引 先	排出者	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
		住 所
	再生輸送業者	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
		住 所
再生により得られる製品の種類及び用途		
業務に従事する人員		
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 3 申請者が2に掲げる施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6 排出者との取引関係を記載した書類 7 再生活用の処理工程図 8 再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 9 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 	

様式第17号(第13条関係)

産業廃棄物再生活用業指定証

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の3第2号の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者であることを証する。

年 月 日

福島県知事



1 指定番号 第 号

2 取り扱う産業廃棄物の種類

3 再生活用施設の所在地、種類及び能力

4 取引先

(1) 排出者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 産業廃棄物再生輸送を業として行う者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

5 指定の有効期限 年 月 日

6 指定の条件

様式第18号(第14条関係)

産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所
氏名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物再生輸送業の変更の指定を受けたいので、福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第14条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	
取り扱う 産業廃棄物の種類	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更に係る事業の用に供する施設の種類及び数量		
変更に係る取引先		
変更に係る産業廃棄物の再生により得られる製品の種類及び用途		
変更後の業務に従事する人員		
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 3 申請者が2に掲げる施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6 産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者が申請する場合には、当該指定を受けたことを証する書類 7 産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者の委託を受けて再生輸送を業として行おうとする者が申請する場合には、その委託関係を証する書類及び委託者が産業廃棄物再生活用業の指定を受けたことを証する書類 <p>注 1から7までの書類及び図面のうちその内容に変更のないものについては、添付を要しない。</p>	

様式第19号(第14条関係)

産業廃棄物再生活用業変更指定申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物再生活用業の変更の指定を受けたいので、福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第14条第5項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	
取 り 扱 う 産 業 廃 棄 物 の 種 類	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変更に係る事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、処理能力、処理方式、構造及び設備の概要		
変 更 に 係 る 取 引 先		
変更に係る産業廃棄物の再生により得られる製品の種類及び用途		
変更後の業務に従事する人員		
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画の概要を記載した書類 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 3 申請者が2に掲げる施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し 6 排出者との取引関係を記載した書類 7 再生活用の処理工程図 8 再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 9 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 <p>注 1から9までの書類及び図面のうちその内容に変更のないものについては、添付を要しない。</p>	

様式第20号(第15条関係)

産業廃棄物再生輸送(活用)業廃止(変更)届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏 名 ①
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物再生輸送(活用)業に係る次の事項を廃止(変更)したので、福島県廃棄物の
処理及び清掃に関する法律施行細則第15条第1項の規定により届け出ます。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号	
廃止(変更)の内容	新	旧
廃止(変更)の理由		
廃止(変更)年月日	年 月 日	
添付書類及び図面	福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第15条第2項各号に掲げる書類及び図面	

様式第21号（第17条関係）

一般廃棄物処理施設設置特例届出書																			
年 月 日																			
<p>福島県知事</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の特例について、関係書類を添えて届け出ます。</p>																			
産業廃棄物処理施設の設置の場所																			
産業廃棄物処理施設の種類																			
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類																			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号																		
産業廃棄物処理施設の処理能力 (産業廃棄物の最終処分場である場合に あつては、廃棄物の埋立処分の用に供さ れる場所(既に廃棄物が埋め立てられて いる場所を除く。)の面積及び残余の埋 立容量)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: right;">$m^2/日$</td> <td style="text-align: right;">() 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">$t/日$</td> <td style="text-align: right;">() 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">$m^2/時間$</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">$t/時間$</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td style="text-align: right;">m^2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残余の埋立容量</td> <td style="text-align: right;">m^3</td> <td></td> </tr> </table>		$m^2/日$	() 時間		$t/日$	() 時間		$m^2/時間$			$t/時間$		面積	m^2		残余の埋立容量	m^3	
	$m^2/日$	() 時間																	
	$t/日$	() 時間																	
	$m^2/時間$																		
	$t/時間$																		
面積	m^2																		
残余の埋立容量	m^3																		
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件																			
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み																			
備考 1 ※欄は、記入しないこと。 2 「産業廃棄物処理施設の種類」及び「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」の欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の5の規定により交付された許可証に記載されている種類を記入すること。																			
※事務処理欄																			

様式第22号(第17条関係)

特例届出受理書

第 号

年 月 日

様

福島県知事 

年 月 日付けで提出のあった一般廃棄物処理施設設置特例届出書を次のとおり受理しました。

届出者の住所	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

様式第 23 号 (第 18 条関係)

特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種別変更等届出書		
		年 月 日
福島県知事		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 17 第 5 項の規定により、特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種別の変更等について、関係書類を添えて届け出ます。</p>		
届 出 の 内 容	1 産業廃棄物処理施設の種別の変更 2 処理する産業廃棄物の種別の変更 3 一般廃棄物の処理の事業の廃止	
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種別	変 更 前	変 更 後
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種別	変 更 前	変 更 後
届 出 の 年 月 日	年 月 日	
変 更 (廃 止) 年 月 日	年 月 日	
備考		
1 ※欄は、記入しないこと。 2 「届出の内容」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。 3 「産業廃棄物処理施設の種別」及び「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種別」の欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 5 の規定により交付された許可証に記載されている種別を記入すること。		
※事務処理欄		

一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳			
設置者	住 所		
	氏名(名称)	(電話番号)	
	代表者氏名		
処分場 廃止ま での間 の管理 予定者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先	(電話番号)	
許可(届出)年月日	年 月 日	許可(届出) 番 号	第 号
設 置 場 所			
最 終 処 分 場 の 種 類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場(安定型・管理型・遮断型)		
△埋め立てた廃棄物の 種 類 及 び 量			
△埋め立てた廃棄物の 性状に関し特に注意 すべき事項			
埋 立 地 の 面 積	m ²		
埋 立 て の 深 さ	m		
覆 土 の 厚 さ	m		
埋 立 処 分 の 方 法			

(裏面)

埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
廃止確認年月日	年 月 日
△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の2第1項若しくは第5条の10の2第1項の申請書に添付された第5条の5の2第2項第3号若しくは第4号(第5条の10の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げる書類又は第12条の11の2第1項の申請書に添付された同条第2項第1号から第3号までに掲げる書類に記載された水質検査の結果のうち、廃止の確認が行われた時点で最も近い時点に行われた水質検査の結果	
※事務処理欄	

様式第25号(第21条関係)

一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書

年 月 日

福島県知事

請求者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の11第3項の規定により、一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧を請求します。

閲覧を請求する最終処分場の所在地及び設置者の氏名	
閲覧の理由	

様式第26号(第22条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所

氏 名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地	事務所	電話番号
	事業場	電話番号
事業の内容	事業の概要	
	廃棄物の種類	
事業の用に供する施設の種類及び数量		
事業の用に供する施設の構造及び設備の概要		
添付書類及び図面	1 事業場の図面	
	2 事業計画の概要を記載した書類	
3 事務所及び事業場の位置図		
4 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書		
5 申請者が4に掲げる施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類		
6 申請者が法人である場合には、定款その他の基本約款及び登記事項証明書		
7 申請者が個人である場合には、その住民票の写し		
8 業務経歴を記載した書類		
9 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
10 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
※ 手数料欄		

様式第27号(第22条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、登録を受けた廃棄物再生事業者であることを証する。

年 月 日

福島県知事



1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号 第 号

3 事業場の所在地

4 廃棄物の再生に係る事業の内容

- (1) 事業の概要
- (2) 廃棄物の種類

様式第28号(第22条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏 名 ①
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号
電話番号

廃棄物再生事業者の登録に係る事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 及び内容	新	旧
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	
添付書類 及び図面	1 届出者が法人の場合であつて、名称、住所又は代表者の氏名の変更にあつては、定款その他の基本約款及び登記事項証明書 2 届出者が個人の場合であつて、氏名又は住所の変更にあつては、その住民票の写し 3 事務所及び事業場の所在地の変更にあつては、その位置図 4 事業の内容の変更にあつては、事業計画の概要を記載した書類 5 事業の用に供する施設の変更にあつては、その変更内容を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	

様式第29号(第22条関係)

登録廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号
電話番号

廃棄物再生事業者の登録に係る事業場を廃止(休止・再開)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止(休止・再開)した事業場の所在地	
廃止(休止・再開)した事業の内容	
廃止(休止・再開)の理由	
廃止(休止・再開)年月日	年 月 日

特定処理施設事故状況等届出書 年 月 日 福島県知事 届出者 住 所 氏 名 (法人及び市町村にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 特定処理施設において破損その他の事故が発生し、応急の措置を講じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、関係図面を添えて届け出ます。	
特定処理施設の名称	
特定処理施設の設置の場所	
特定処理施設の種類	一般廃棄物処理施設
	産業廃棄物処理施設
	その他の処理施設
特定処理施設が設置されている事業場の排水の排出先の公共用水域の名称	

(裏面)

事故が発生した年月日及び時刻	年 月 日 午前 午後 時 分頃
事故の内容	
事故の原因	
講じた応急の措置の概要	

備考

- 1 「その他の処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第18条に規定する処理施設をいう。
- 2 「特定処理施設の種類」の欄には、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又はその他の処理施設の区分に応じ、当該特定処理施設が一般廃棄物処理施設である場合にあつては一般廃棄物処理施設の欄にごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入し、及び当該特定処理施設がごみ処理施設である場合には、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入し、当該特定処理施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては産業廃棄物処理施設の欄に脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入し、当該処理施設がその他の処理施設である場合にあつてはその他の処理施設の欄に省令第18条各号に掲げる施設の区分に応じ、当該特定処理施設が同条第1号に掲げる施設である場合にあつては「1号施設」と、当該特定処理施設が同条第2号に掲げる施設である場合にあつては「2号施設」と、当該特定処理施設が同条第3号に掲げる施設である場合にあつては「3号施設」と記入し、及び当該特定処理施設に設けられている設備を括弧書きで記入すること。

附 則（平成六年規則第五六号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（平成九年規則第四四号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第七一号）

この規則は、平成十年六月十七日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成一六年規則第三二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている申請書又は交付されている許可証は、改正後の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書又は交付された許可証とみなす。

附 則（平成一七年規則第一四号）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。ただし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条の次に一条を加える改正規定及び様式第二十九号の次に一様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二〇年規則第九九号)

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定及び第二十二条の改正規定(同条第四項第一号に係る部分を除く。)並びに様式第二十五号の改正規定、様式第二十八号の改正規定(「第18条」を「第20条」に改める部分に限る。)及び様式第二十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二三年規則第三一号)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし様式第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二四年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年規則第一七号)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書又は届出書は、改正後の福島県廃棄物の処理及び

清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

様式第1号（第1条関係）

（平16規則32・追加、平23規則31・平26規則17・一部改正）

様式第2号（第1条関係）

（平16規則32・追加）

様式第3号（第2条関係）

（平16規則32・追加）

様式第3号の2（第2条の2関係）

（平23規則31・追加）

様式第3号の3（第2条の2関係）

（平23規則31・追加）

様式第4号（第3条関係）

（平16規則32・追加、平23規則31・平26規則17・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平26規則17・全改）

様式第6号（第5条関係）

（平16規則32・追加、平23規則31・一部改正）

様式第7号（第6条関係）

（平16規則32・追加、平23規則31・一部改正）

様式第7号の2（第6条の2関係）

（平23規則31・追加）

様式第7号の3（第6条の2関係）

（平23規則31・追加）

様式第7号の4（第6条の3関係）

（平23規則31・追加）

様式第7号の5（第6条の4関係）

（平23規則31・追加）

様式第8号（第7条関係）

（平16規則32・追加）

様式第9号（第7条関係）

（平9規則44・平10規則71・一部改正、平16規則32・旧様式第1号繰下・一部改正、平23規則31・一部改正）

様式第10号 (第8条関係)

(平16規則32・追加、平23規則31・一部改正)

様式第11号 (第9条関係)

(平16規則32・追加、平23規則31・平26規則17・一部改正)

様式第12号 (第10条関係)

(平16規則32・追加、平23規則31・一部改正)

様式第13号 (第11条関係)

(平16規則32・追加、平26規則17・一部改正)

様式第14号 (第12条関係)

(平12規則117・一部改正、平16規則32・旧様式第2号繰下・一部改正、平17規則14・平20規則99・平24規則52・一部改正)

様式第15号 (第12条関係)

(平16規則32・旧様式第3号繰下・一部改正)

様式第16号 (第13条関係)

(平12規則117・一部改正、平16規則32・旧様式第4号繰下・一部改正、平17規則14・平20規則99・平23規則31・平24規則52・一部改正)

様式第17号 (第13条関係)

(平16規則32・旧様式第5号繰下・一部改正)

様式第18号 (第14条関係)

(平12規則117・一部改正、平16規則32・旧様式第6号繰下・一部改正、平17規則14・平20規則99・平24規則52・一部改正)

様式第19号 (第14条関係)

(平12規則117・一部改正、平16規則32・旧様式第7号繰下・一部改正、平17規則14・平20規則99・平24規則52・一部改正)

様式第20号 (第15条関係)

(平16規則32・旧様式第8号繰下・一部改正)

様式第21号 (第17条関係)

(平16規則32・追加、平23規則31・一部改正)

様式第22号 (第17条関係)

(平16規則32・追加)

様式第23号 (第18条関係)

(平16規則32・追加、平23規則31・一部改正)

様式第24号 (第20条関係)

(平16規則32・追加)

様式第25号 (第21条関係)

(平9規則44・一部改正、平16規則32・旧様式第12号繰下・一部改正、平20規則99・一部改正)

様式第26号 (第22条関係)

(平12規則117・一部改正、平16規則32・旧様式第13号繰下・一部改正、平17規則14・平20規則99・平23規則31・平24規則52・一部改正)

様式第27号 (第22条関係)

(平16規則32・旧様式第14号繰下・一部改正)

様式第28号 (第22条関係)

(平12規則117・一部改正、平16規則32・旧様式第15号繰下・一部改正、平17規則14・平20規則99・平24規則52・一部改正)

様式第29号 (第22条関係)

(平16規則32・旧様式第16号繰下・一部改正、平20規則99・一部改正)

様式第30号 (第23条関係)

(平17規則14・追加)